

# 4月から 制度が始まります。



## 全国一律に定めた制度です

定した後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。

### 医療の給付は……

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。また、各種申請については、これまでどおり市の担当窓口で受け付けます。

### 医療機関で診療を受けたときは……

病気やけがにより保険医療機関で受診したときは、保険証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費（7割または9割）を後期高齢者医療が負担します。

※自己負担額	・・・	一般の人	1割
		現役並みの所得がある人	3割

### 自己負担額が高額になったときは……

1ヵ月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。申請を一度行うと、次の高額療養費支給は申請の必要がありません。

※現在の老人医療制度ですでに申請をし、高額医療費を受けている人については、後期高齢者医療制度での新たな申請の必要はありません。

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が支給されます。

### 被保険者が亡くなったときは……

後期高齢者医療制度における被保険者の人が亡くなったときには、その人の葬祭を行った人に、2万円を葬祭費として支給します。

となります。

(7.85%)の合計

が賦課されます。

(合算)  
割率 (7.85%)

保険などの被扶

に軽減され、所

保険料負担を凍結  
は保険料を9割

以上の人)から  
未満の人や介護  
の2分の1を超え

合

ime-kouiki.jp/

シリーズ

後期高齢者医療制度

No.8

ことしから  
後期高齢者医療制

後期高齢者医療制度は国が

平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決

被保険者は……

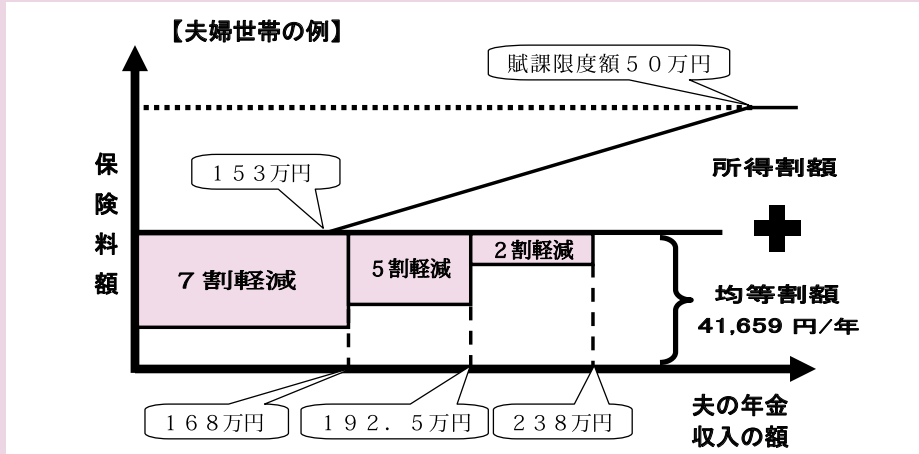
愛媛県内に住む75歳以上の人および65歳以上で一定の障害がある人が、後期高齢者医療制度の被保険者  
 ※65歳以上75歳未満で一定の障害がある人で、現在の老人医療制度に加入されている人は、申し出により  
 後期高齢者医療制度の被保険者とならないことができます。

保険料は……

保険料は、定額部分である均等割額（41,659円／年）と所得に応じて計算される所得割額（所得割率  
 額となり、所得の低い人には、均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

また、国民健康保険では世帯単位で保険税が賦課されていましたが、後期高齢者医療では個人単位で保険料

- 1人当たり保険料額＝均等割額（41,659円／年）＋1人当たり所得割額（被保険者の所得に応じて計  
 算）  
 ▶被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×所得



後期高齢者医療制度加入前に健康保  
 養者だった人の保険料の特例措置

- 加入から2年間は均等割が半額に  
 所得割が賦課されません。
- ことし4月から9月までは、保険  
 料が軽減し、10月から平成21年3月までは  
 軽減します。

※保険料は原則として年金（年額18万円）  
 から引き落とされます。年金額が年額18万円  
 未満の場合は、保険料と合わせた保険料額が年金額  
 の範囲内であれば、市に納付していただきます。

保険証は……

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、  
 後期高齢者医療制度では原則**保険証1枚で受診**できます。  
 老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。  
**病院で受診するときには、保険証を必ず提示してください。**

お問い合わせは……

- 愛媛県後期高齢者医療広域連  
 合  
 ☎089 (911) 7733  
 E-mail info@ehime-kouiki.jp  
 ホームページ http://www.ehime-kouiki.jp
- 市役所保険環境課老人保険係  
 ☎24-2111（内線155）

## 退職された人は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入されていた人は、第2号被保険者でしたが、20歳以上60歳未満の退職者は「種別」が変わりますので国民年金の種別変更届が必要です。

退職したら、すぐに種別変更の手続きをするようにしてください。(ただし、就業期間中、厚生年金に加入せず、国民年金の第1号被保険者だった人は変更はありませんので、手続きの必要はありません。)

第1号被保険者	自営業・農林漁業・学生・無職などの人
第2号被保険者	サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の人

扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

第1号被保険者の人は、月額1万4100円(平成19年度)の国民年金保険料納付が必要です。

口座振替による保険料納付が大変便利です。

・所得の減少や失業などによって保険料の納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除制度」「若年者(30歳未満)納付猶予制度」をご利用ください。(一定の基準が

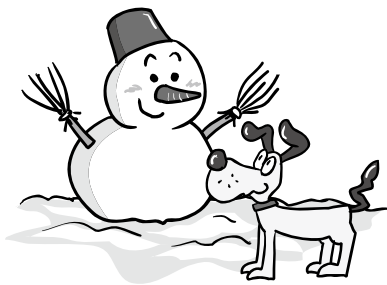
あります。)

・申請の手続きは、市の国民年金窓口、または社会保険事務所です。年金手帳・印鑑が必要です。

(失業による免除申請の場合は、「離職票」または「雇用保険受給資格者証」の写しが必要です。)

### 〈問い合わせ先〉

- 市役所市民課市民第4係 ☎ 2111 (内線111)
- 長浜支所市民福祉課 ☎ 1111 (内線33)
- 脇川支所市民福祉課 ☎ 2311 (内線223)
- 河辺支所市民福祉課 ☎ 2111 (内線152)



### あなたの「チャレンジ」応援します!

大洲市女性のチャレンジ支援セミナーが11月19日、大洲市役所で開催されました。

## おおずの女性

〜輝いて〜  
Vol.37



結婚または子育てにより離職している女性を対象に、社会経済活動の再開に向けた「チャレンジ」女性の再チャレンジを支援することを目的としたセミナーに、大洲市在住の女性20人が受講しました。(写真)

最初に企画調整課長から大洲市における男女共同参画社会の現状について説明があった後、セミナー①「自分のチャレンジを探そう!」と題して、センター長の内由美氏より講義を受けました。自分を理解することで自分にあった活動が始められるとのお話がありました。

続いて、セミナー②「チャレンジの場を得るために」と題して、株式会社キャップ代表取締役宮内美奈子氏より講義を受けました。就職活動や社会活動における心構えや、活動する上で気をつけたことなど、自身が体験したことなどを交えながらわかりやすくお話をしていたいただきました。

当日は、冷え込んでいましたが、受講生の皆さんは熱心に楽しみながら受講されていました。これから当市としても男女共同参画について学んでいく機会を増やしていければと考えています。

【問い合わせ先】  
市役所企画調整課男女共同参画係  
☎ 2111  
(内線522、524)

# 交通災害共済

# 交通災害共済

3月1日  
受付開始

交通災害共済は、愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。各区長さんを通じて申込書（住所・氏名記入済み）を配布します。万一の場合に備えて、家族で加入しましょう。

## 加入申し込みについて

本年から、加入を希望される人が、指定金融機関で直接納付する方法となります。加入申込書については、平成20年1月31日（基準日）に、大洲市に住民登録のある人へ、区長会による配布や郵送などで送付します。

基準日以降に市民になられた人や加入申込書をなくされた人で、加入を希望される場合は、市役所総務課地域安全係または各支所総務商工課、各連絡所に備え付けの白紙申込書に記入し、指定金融機関に納付してください。

## 加入資格

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住している人。

## 掛金

大人 700円  
中学生以下 300円

## 共済期間

平成20年4月1日から1年間

## 保険金が支払われるとき

適用となる交通事故とは、日本国内で、航空機・船舶・自動車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が、軌道そのほか道路交通法に規定する道路など（一般の交通の用に供する場所）で交通乗用具の接触または衝突などにより災害を受けた場合に適用されます。無免許運転、飲酒運転、故意、自殺による事故は同乗者を

含め適用されません。

万一、事故に遭ったときは

自損事故によるけがでも、軽いけがでも必ず警察へ届け出てください。

## 問い合わせ先

- 市役所総務課地域安全係 ②④ 2111 (内線322)
- 長浜支所総務商工課 ⑤② 1111 (内線12)
- 肱川支所総務商工課 ③④ 2311 (内線111)
- 河辺支所総務商工課 ③⑨ 2111 (内線116)

〒795-0012 000100 大洲1区 大洲市大洲690番地の1 大洲 太郎 様 (0000000001)	愛媛県市町総合事務組合 交通災害共済領収書 大洲 太郎 様 掛金合計 ____円 大人 ____人 小人 ____人 領収日付印	愛媛県市町総合事務組合交通災害共済 納入者 大洲 太郎 納入金額 金融機関名 伊予銀行 大洲支店 口座番号 (普) 1740664 口座名義 愛媛県市町総合事務組合交通災害共済大洲支店 (掛金) 支部長大森隆雄 領収日付印 大洲市
--	---	---

## 平成20年度 交通災害共済加入申込書(納入済通知書)

世帯主氏名 大洲 太郎 住所 大洲市大洲690番地の1 区名 大洲1区 00000000001	<table border="1"> <tr><th>No</th><th>氏名</th><th>整理番号</th><th>加入</th><th>掛金</th></tr> <tr><td>1</td><td>大洲 太郎</td><td></td><td>×</td><td>700</td></tr> <tr><td>2</td><td>大洲 花子</td><td></td><td></td><td>700</td></tr> <tr><td>3</td><td>大洲 次郎</td><td></td><td></td><td>300</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">掛金額計</td><td>1,000</td></tr> <tr><td colspan="4"></td><td>±700</td></tr> </table>	No	氏名	整理番号	加入	掛金	1	大洲 太郎		×	700	2	大洲 花子			700	3	大洲 次郎			300	4					5					6					7					8					9					10					掛金額計				1,000					±700
No	氏名	整理番号	加入	掛金																																																														
1	大洲 太郎		×	700																																																														
2	大洲 花子			700																																																														
3	大洲 次郎			300																																																														
4																																																																		
5																																																																		
6																																																																		
7																																																																		
8																																																																		
9																																																																		
10																																																																		
掛金額計				1,000																																																														
				±700																																																														

市町名 大洲市 担当 総務課  
右のとおり領収したので通知します  
領収日付印

加入されない方は、×を付けて下さい。  
右欄には氏名のない方が、加入される場合は、申込書の空欄に氏名、生年月日、掛金をご記入ください。

▲加入されない人は加入申込書の加入欄に「×」を記入してください。

## 支払われる保険金(災害見舞金)の支払額

災害の程度	金額
死亡	1,000,000円
医師の治療実日数200日以上	150,000円
医師の治療実日数100日以上 200日未満の傷害	120,000円
医師の治療実日数70日以上 100日未満の傷害	100,000円
医師の治療実日数50日以上 70日未満の傷害	80,000円
医師の治療実日数30日以上 50日未満の傷害	60,000円
医師の治療実日数16日以上 30日未満の傷害	30,000円
医師の治療実日数7日以上 16日未満の傷害	20,000円

自動車安全運転センター事務所長の発行する交通事故証明書およびそれに準ずる交通事故を証明する書類の提出がない場合、災害見舞金は半額となります。

## 公園の愛称を募集

市では、「大洲城三の丸南隅櫓」や「旧加藤家住宅」の現存する一角を公園として整備し、4月から一般公開する予定です。つきましては、この公園の愛称を一般公募することになりました。

## 【応募締め切り】

2月12日(火) (必着)

## 【公募方法】

はがきに「公園の愛称」「氏名・住所・電話番号」を明記の上、左記までご提案ください。

## 【応募・問い合わせ先】

〒795-8601  
大洲市大洲690の1  
大洲市役所都市整備課  
②④ 2111 (内線241)